

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業

実施方針

令和6年5月

静岡県 伊豆の国市

目次

第1章 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業名称	1
1.3 事業場所	1
1.4 管理者の名称	1
1.5 事業期間	1
1.6 対象施設	1
1.7 業務範囲	3
1.8 選定方式及び事業方式	6
1) 選定方式	6
2) 事業方式	6
1.9 事業スケジュール（予定）	6
1.10 遵守すべき法制度	7
1) 関係法令等	7
2) 基準、仕様等	8
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	10
2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	10
1) 実施方針（案）に関する質問の受付・回答	10
2) 募集要項の公表	10
3) 募集要項に関する質問の受付・公表	10
4) 参加表明書、資格審査申請書類、技術提案書の受付	11
5) 審査結果通知、結果の公表、事業者の決定及び公表	11
6) 基本協定の締結	11
7) 委託契約の締結	11
8) 工事請負契約の締結	11
2.2 スケジュール上の留意点	11
第3章 応募に関する条件	12
3.1 応募者の構成	12
3.2 工事請負及び設計・施工監理業務契約	13
3.3 プロポーザル応募者に必要な資格	13
1) 設計企業	13
2) 建設企業	14
3.4 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	15
3.5 応募者の制限	15

第4章 審査及び事業選定に関する事項	16
4.1 事業者選定方法	16
1) 応募者資格確認	16
2) 提案内容の審査	16
4.2 プロポーザル審査委員会の設置	16
4.3 審査結果の公表	17
4.4 著作権	17
4.5 提出書類の取扱い	17
4.6 特許権等	17
第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	18
第6章 市による事業実施状況のモニタリング	20
6.1 モニタリングの目的	20
6.2 モニタリングの時期	20
6.3 モニタリングの方法	20
6.4 モニタリングの結果	20
第7章 事業の継続が困難となった場合の措置	21
7.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	21
7.2 本事業の継続が困難となった場合の措置	21
第8章 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援	22
8.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	22
8.2 財政上及び金融上の支援に関する事項	22
8.3 その他の支援に関する事項	22
第9章 実施方針（案）に関する質問書の提出	23
9.1 提出期間	23
9.2 提出方法	23
9.3 回答方法	23
9.4 回答予定日	23
9.5 注意事項	23

第1章 事業の概要

1.1 事業の目的

伊豆の国市（以下「市」という。）では、平成29年度に策定した「伊豆の国市汚水処理施設整備構想」に基づき、令和8年度までに汚水処理施設整備の概成を目標に掲げており、第1期（以下「1期事業」という。）を令和元～5年度に、第2期を令和4～8年度に実施するものとして事業を計画した。今後の下水道未普及解消にあたってはPPP/PFI手法を積極的に活用した事業の推進を図っていく方針である。

基本構想整備予定面積は約128.8haであり、このうち今回の事業は、山木地区ほかを対象とした約30.2haを予定している。

また、平成27年度に「先導的官民連携支援事業」に採択されてから、官民連携事業による下水道未普及地域の解消を目指し、平成29年度には「伊豆の国市官民連携事業（PPP手法）導入事前調査業務」（以下「過年度業務」という。）において、事業手法や事業効率性の検討および民間事業者の参入意向調査等、事業の導入における基本的な検討を行ってきた。

1期事業に引き続き、2期事業も設計施工一括発注方式を採用する。

また、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

1.2 事業名称

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業（以下「本事業」という。）

1.3 事業場所

伊豆の国市山木地区ほか（対象地区はP24別図参照）

1.4 管理者の名称

伊豆の国市長 山下 正行（以下「管理者」という。）

1.5 事業期間

本事業の実施期間は、委託契約締結日から令和9年3月27日までとする。

1.6 対象施設

本事業の対象施設概要を表1-1とする。

また、対象施設の設計条件を表1-2とする。

本事業実施にあたり、基本設計業務を実施している。対象施設の概要は『平成29年度公共下水道整備事業 伊豆の国市公共下水道事業計画作成(変更)等業務』の成果をもとに作成している。

なお、施設対象区域内には文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する。特に「葦山城跡」の葦山中学校北側の計画路線については、地下遺構の保存を求められる可能性があり、設計段階で静岡県知事(文化財課)と協議し平面・縦断計画の見直しや、事業計画を見直す場合がある。

表 1-1 対象施設概要

工 種	種 別	数 量	備 考
土 木 工 事	管 渠 工	開 削 工	5,556m
		開削工 (圧送管)	0m
		推 進 工	1,080m
		合 計	6,636m
	立 坑 工	55 基	
	マ ン ホ ール 工	186 基	
	取 付 管 及 び ま す 工	324 箇所	公共ます設置 手続き含む
機械・電気設備工事	マンホールポンプ	1 基	

表 1-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
場 所	伊豆の国市山木地区ほか
管 径 ・ 工 法 及 び 延 長	開削工法 ϕ 200mm..... 2,435m
	開削工法 (設計計画済) ϕ 200mm..... 1,939m
	開削工法 (詳細設計済) ϕ 200 mm..... 1,182m
	推進工法 ϕ 200~250mm..... 528m
	推進工法 (設計計画済) ϕ 200~250mm..... 113m
	推進工法 (詳細設計済) ϕ 200~250mm..... 439m
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有・無) : 耐震設計 (有・無) マンホール形式ポンプ場 (2次製品) (1 基)
報 告 書 作 成	(有) ・ 無
設 計 協 議	中間打合せ 3回 ((有) ・ 無)
施 工 法 等 の 比 較 検 討	a) 管渠の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り 1.5D以下 ③近接構造物 (箇所) ④軌道横断 (箇所) ⑤河川横断 (箇所) ⑥高架道横断 (箇所)
耐 震 計 算 (応 答 変 位 法)	(有) (応答変位法), 無
耐 震 設 計	レベル1地震動 , レベル1及び2地震動 , 無
設 計 条 件 補 正	有 (), (無)
地 盤 条 件 補 正	有 (), (無)
工 区 数 補 正	1 工区
試 掘 箇 所	21 箇所 (150m/1 箇所想定)
舗 装 構 成	アスファルト舗装、コンクリート舗装

1.7 業務範囲

本事業の業務範囲は、対象施設の調査、設計・施工監理及び工事であり、その官民連携の役割分担は表 1-3 右表の設計施工（DB）によるものとし、事業者が行う業務範囲の概要は表 1-4 とし、施工監理業務の内容は表 1-5 とする。

表 1-3 官民連携の役割分担

通常発注			設計施工 (DB)			
官	計画段階	全体計画	官	計画段階	全体計画	
		事業計画			事業計画	
		資金調達			資金調達	
		発注設計			発注設計	
		住民説明			住民説明	
	設計業務	資金調達		設計業務	資金調達	
		道路占用申請			完了検査	
		発注設計			工事業務	施工管理
		完了検査				完了検査
		住民説明				会計検査
	工事業務	施工管理		管理業務	水洗化促進	
		住民対応			台帳整理	
		完了検査			管理計画策定	
		会計検査			清掃業務	
					管路調査	
	管理業務	水洗化促進		用地補償	移設補償	
		台帳整理			用地買収	
		管理計画策定			設計業務	住民説明
清掃業務		道路占用申請				
管路調査		工事設計				
用地補償	移設補償	民	現地測量			
	用地買収		実施設計図作成			
設計業務	現地測量		工事業務	住民事前説明		
	実施設計図作成			施工管理		
				現地測量		
				工事施工		
				住民対応		

【凡例】

: 官が行う業務

: 官民連携すると官から民へ移行する業務

: 民が行う業務

表 1-4 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	地質調査	表 1-1 に示す対象施設の設計施工に必要な部分の調査
	測量調査	表 1-1 に示す対象施設の設計施工に必要な部分の調査
	埋設物調査	表 1-1 に示す対象施設の設計施工に必要な部分の調査 (試験掘削含む)
設計・ 施工監理	詳細設計	表 1-1 に示す対象施設の設計、水道管の移設設計
	設計に伴う各種 協議・申請書類の作 成補助	各種協議（道路管理者・河川管理者、各種企業、文化財 保護法）や申請等の手続きに必要な書類作成を管理者と 協議の上、 互いに協力し作成
	試掘調査	表 1-1 に示す対象施設の設計施工に必要な部分の試掘
	施工監理	表 1-1 に示す対象施設の施工監理
工事	土木工事	表 1-1 に示す対象施設の土木工事（水道管等の移設工事 を含む）
	機械設備工事	表 1-1 に示す対象施設の機械設備工事
	電気設備工事	表 1-1 に示す対象施設の電気設備工事
	建設に伴う各種 許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、管理者と協議 の上、互いに協力し作成
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環 境調査対策に関する事前及び事後調査

表 1-5 施工監理業務の内容

業務項目	業務内容	備考
1. 業務着手手続	着手手続	
2. 共通業務	(1) 三者協議	
	(2) 設計図書の確認	
	(3) 工事内容・工程の確認	
	(4) 定例及び臨時会議	
	(5) 出来形の確認・出来高検査の立会	
	(6) 工事完了の確認・竣工検査の立会	
	(7) 工事関係書類の確認	
	(8) 設計図書（初回・変更・精算）の作成	
3. 仮設工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 施工（変位量の変化，推移等）の確認	
	(3) 濁水処理水質、排水先の確認	
4. 土工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 掘削工事の確認	
	(3) 埋戻し，盛土工事の確認	
	(4) 水替方法（地下水，地盤変位）の確認	
	(5) 残土処分，処分先の確認	
	(6) 基礎の出来形の立会、確認	
5. 管布設工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 管布設の確認	
	(3) マンホール位置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	
6. 推進工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 立坑位置の立会・確認	
	(3) 推進管理（寸法、規格、測量、推力）の確認	
	(4) 注入管理の確認	
	(5) 出来形の立会、確認	
7. 薬液注入工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 注入材の数量、ゲルタイム、P-Q 管理曲線の確認	
	(3) 周辺環境の pH 管理確認	
	(4) 削孔長の確認	
	(5) 地盤改良強度の立会、確認	
8. 付帯工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 殻処分、処分先の確認	
	(3) 支障物件撤去、再設置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	
9. 業務完了手続	完了手続	

1.8 選定方式及び事業方式

1) 選定方式

本事業は、本対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2) 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注する DB 方式で実施する。

1.9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは表 1-6 とする。

表 1-6 事業スケジュール（予定）

日 程	実施事項
令和 6 年 3 月 1 日	実施方針（案）の公表
令和 6 年 5 月 20 日	募集要項の公表
令和 6 年 7 月 22 日～7 月 29 日	技術提案書の受付
令和 6 年 9 月中旬	事業者の決定及び基本協定締結
委託契約締結日 ～令和 9 年 3 月 27 日 (提案内容による)	調査・設計期間
工事請負契約締結日 ～令和 9 年 3 月 27 日 (提案内容による)	工事及び施工監理期間

1.10 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令等

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 文化財保護法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・危険物の規制に関する政令
- ・石綿障害予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・静岡県流域下水道維持管理要綱
- ・伊豆の国市下水道条例
- ・伊豆の国市水道事業の設置等に関する条例
- ・伊豆の国市簡易水道事業の設置等に関する条例
- ・伊豆の国市環境基本条例
- ・伊豆の国市情報公開条例
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例
- ・駿東伊豆消防組合火災予防条例
- ・その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

① 共通（全て最新版とする）

- ・下水道施設設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- ・静岡県土木工事共通仕様書
- ・静岡県委託業務共通仕様書
- ・静岡県土木工事施工管理基準
- ・静岡県建設工事検査要領・検査技術基準
- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本下水道協会規格（日本下水道協会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- ・公共電気設備工事標準仕様書（国土交通省）
- ・公共機械設備工事標準仕様書（国土交通省）

- ・電気設備工事監理指針（国土交通省）
 - ・機械設備工事監理指針（国土交通省）
 - ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン
（全日本技術協会）
- ② 設計、管路施設工事等（全て最新版とする）
- ・下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
 - ・下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
 - ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
 - ・下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
 - ・トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・道路技術基準通達集（国土交通省）
 - ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
 - ・道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ・道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
 - ・道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
 - ・共同溝設計指針（日本道路協会）
 - ・水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
 - ・改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
 - ・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財) 鉄道総合技術研究所）
 - ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは表 2-1 とする。

表 2-1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

時期	内容
令和6年3月1日	実施方針（案）の公表
令和6年3月1～14日	実施方針（案）に関する質問の受付
令和6年4月1日	実施方針（案）に関する質問に対する回答公表
令和6年5月20日	募集要項（契約書（案）、要求水準書、様式集、事業者選定基準等）の公表
令和6年5月20日～5月27日	資料閲覧及び貸出し期間
令和6年5月20日～5月27日	募集要項に関する質問の受付
令和6年5月27日	募集要項に関する質問に対する回答公表
令和6年6月3日～6月14日	参加表明書及び資格審査申請書の受付
令和6年6月24日	応募資格審査結果の通知
令和6年7月22日～7月29日	技術提案書の受付
令和6年8月初旬	プレゼンテーションの実施 （プロポーザル審査会）
令和6年9月中旬	事業者の決定及び基本協定締結
令和6年10月初旬	委託契約締結（提案内容に基づく）
令和6年12月中旬	工事請負契約締結（提案内容に基づく）

1) 実施方針（案）に関する質問の受付・回答

実施方針（案）に関する質問については、後述の第9章に示すとおり実施する。

① 受付期間：令和6年3月1日～3月14日

2) 募集要項の公表

本市ホームページ上で公表する。

3) 募集要項に関する質問の受付・公表

募集要項に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間：令和6年5月20日～5月27日

② 受付方法については、募集要項に示すものとする。

電子メールでの提出とし電話等による問い合わせには応じない。

③ 質問の回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

回答の公表方法については、募集要項に示すものとする。

④ 受付は以下のとおりとする。

【担当】

伊豆の国市 都市整備部 下水道課

電子メール：gesui@city.izunokuni.shizuoka.jp

4) 参加表明書、資格審査申請書類、技術提案書の受付

技術提案書を提出するプロポーザル応募者は、参加表明書、資格審査申請書類、技術提案書及び関係する書類を提出する。詳細については募集要項に示すものとする。

5) 審査結果通知、結果の公表、事業者の決定及び公表

① 審査結果の公表

事業者の決定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

② 事業者を決定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募参加者が無い、あるいは、いずれの応募参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には事業者を決定せず、この旨を速やかに公表する。

6) 基本協定の締結

管理者は、決定した事業者と事業実施に関する契約の締結に向けて基本的な事項に係る基本協定を締結する。

7) 委託契約の締結

決定した事業者のうちの公共下水道施設の設計及び施工監理を行う企業（以下「設計企業」という。）は、本事業を遂行するために設計及び施工監理における複数年業務契約を管理者と締結する。

8) 工事請負契約の締結

調査・設計の完成後（一部完成含む）、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた設計工事額に対し、公共下水道施設の工事を行う企業（以下「建設企業」という。）との複数年工事契約を管理者と締結する。

2.2 スケジュール上の留意点

1) 管理者は募集要項の公表後、技術提案書の受付までの期間に、募集要項の記載内容を明確化するため、提案者から文書による質問を受け付け回答する機会を設ける予定である。

2) 管理者は、技術提案書の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。

3) 表 2-1 に示した事業者決定までのスケジュールは、後日公表する予定の募集要項により確定するため、今後変更になる場合がある。

第3章 応募に関する条件

3.1 応募者の構成

応募者には、建設企業及び設計企業を含むものとする。

建設企業、設計企業はそれぞれ単独企業とすることも、複数の企業の共同（以下「代表企業」、「構成員」という。）とすることも可能とするが、同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることはできない。

また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

想定する実施体制を以下に示す。

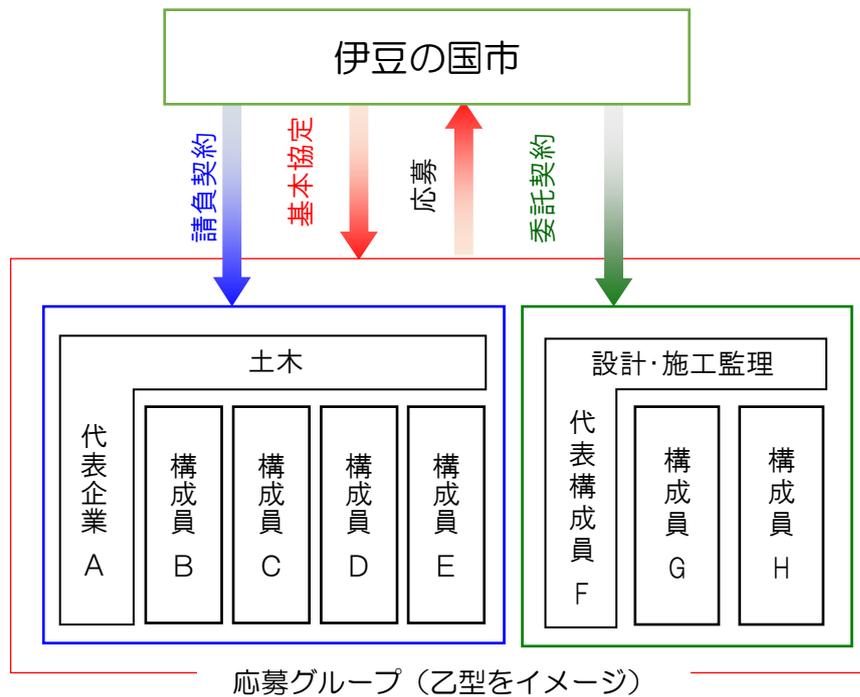


図 3-1 想定事業スキーム

3.2 工事請負及び設計・施工監理業務契約

本事業を実施する者については、工事請負及び設計・施工監理業務それぞれ単独企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とする。共同とするものについては、共同企業体取扱要綱を定めるので、それに基づく共同企業体を組成して実施すること。

3.3 プロポーザル応募者に必要な資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとし、資格審査申請書提出日から基本協定書締結日までの間において「伊豆の国市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者とする。また、法人税・事業税・消費税及び地方税を滞納していない者とする。

なお、詳細は募集要項等で公表する。

1) 設計企業

【単独企業・共同企業体による代表構成員を対象】

① 設計企業の代表構成員は、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般—下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

・下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有する者。

【単独企業・共同企業体による構成員を対象】

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

③ 令和 5・6 年度において、市の競争入札参加資格を有し、建設コンサルタント登録規程に基づく、「下水道」に登録されている者。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は除く。

④ 募集要項の公表日現在、静岡県内に主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し、本社又は営業所等が市の競争入札参加資格の認定を受けていること。

⑤ 静岡県内の地方公共団体から平成 26 年 4 月 1 日から応募資格要件確認基準日までの間において発注した下水道管渠の実施設計業務を元請として完了し、成果品を引渡し済の実績を有すること。

⑥ 本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。

⑦ 施工監理時は、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術員として配置できること。

・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門

- (選択科目は「下水道」とするもの、又は総合技術監理部門(選択科目は「上下水道一般-下水道」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- ・下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条に規定された資格を有する者。
 - ⑧ 施工監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね3時間以内に現地対応が可能であること。

2) 建設企業

【単独企業・共同企業体による代表構成員を対象】

- ① 市の認定における令和6年4月時点の建設工事格付通知書において、土木一式工事A等級に格付けされていること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を有すること。

【単独企業・共同企業体による構成員を対象】

- ③ 発注工事の工種に対応する登録項目について単体の有資格業者であること。
- ④ 静岡県内の地方公共団体からの下水道管渠の建設工事について元請けの施工実績を有すること。(平成26年4月1日から資格審査申請書の提出期限の最終日までの期間)
- ⑤ 許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- ⑤ 許可を有しての営業年数が5年未満の場合、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合。
- ⑥ 許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置可能であること。
- ⑦ 発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- ⑧ 令和6年度「静岡県共同利用電子入札システム」の資格申請システムで競争入札参加資格(工事関係)の申請を行っていること。
- ⑨ 本店又は受任者を置いている支店(営業所)の所在地が伊豆の国市内にあり、かつ、設立あるいは設置から5年以上経過していること。
- ⑩ その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。
- ⑪ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑫ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は除く。

3.4 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者が(共同企業体による代表企業及び構成員を含む)が、資格審査申請書の提出期限の最終日の翌日から事業者決定日(落札者決定日)までの間、3.3 プロポーザル応募に必要な資格に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 単独企業または共同企業体による代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該グループを失格とする。

2) 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者から応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更、または構成員の追加を認める。

3.5 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

1) プロポーザル審査委員会に関する制限

本事業のプロポーザル審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者は、参加希望者の代表企業、構成企業にはなれない。

2) 官民連携事業発注等支援業務に関与している者に関する制限

本事業に係る発注等支援業務に関与している者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業にはなることはできない。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。なお、本事業の発注等支援業務に係わっている者は以下のとおりである。

- ・ 静岡県沼津市神田町 10 番 9 号 プラザゴトウ 2 階
日本工営都市空間株式会社 沼津事務所

第4章 審査及び事業選定に関する事項

4.1 事業者選定方法

本事業における事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要項等で公表する。

1) 応募者資格確認

3.3 プロポーザル応募者に必要な資格、1)設計企業及び2)建設企業に該当する者とする。
応募資格の確認は、資格審査申請書の提出期限の最終日とする。

2) 提案内容の審査

審査は、提案価格のほか、設計・建設等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。具体としては以下の内容を想定している。

① 事業計画に関する審査

設計業務、建設工事、施工監理業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

② 設計業務提案に関する審査

設計計画図（概要書・配置平面図・部分詳細図・縦断面図・横断面図・その他必要図面）に関する提案、また要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準に対する提案、さらに設計業務の実施体制等に関する応募者の提案を審査する。

③ 建設工事・施工監理業務提案に関する審査

建設工事の遂行に関する提案、周辺環境・地元住民への対応等に関する提案、さらに建設工事の実施体制等に関する応募者の提案を審査する。併せて、建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための施工監理業務遂行に関する手法等の提案、実施体制等に関する応募者の提案を審査する。

④ プロポーザル参加者独自の提案に関する審査

目的の合致、事業の妥当性、地域社会・経済への貢献に関する応募者の提案を審査する。

⑤ 提案価格に関する審査

上記において提案した事項と応募者の事業費を審査する。

4.2 プロポーザル審査委員会の設置

本事業における事業者の選定に当たり、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づいて、「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

委員会は、応募者の提案内容についての審査を行う。管理者は、委員会の審査結果の報告をもとに事業者を選定する。

4.3 審査結果の公表

管理者は、委員会における審査結果をまとめ、速やかに公表する。

4.4 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、管理者が本事業に必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者を選定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しないものとし、提出された技術資料及び技術提案書は、見積参加者の決定手続に必要な場合を除き、提出者に断りなく使用し、又は公開しないものとする。

4.5 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

また応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4.6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工監理及び工事におけるリスクは、原則として事業者が負担すること。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市がリスクを負う。本事業で予想されるリスクについて、管理者と事業者の分担概略を以下に示す。

表 5-1 リスク分担表

(共通)

リスク項目			リスク分担	
			管理者	事業者
契約	契約	落札者と契約を結ばない、又は契約手続きに時間がかかる	○	○
制度関連	法令変更	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○	
		法人税率の変更、事業者の利益に課される税制度の変更		○
	許認可	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		工事や運營業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
社会・環境	住民対応	施設の配置及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		事業者が行う調査、設計、建設に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応		○
	環境問題	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○
経済	資金調達	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	設計・建設における物価変動	△ ¹	○
	金利変動	設計・建設段階の金利変動		○
不可抗力		計画段階で想定しない（想定以上の）暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、運營業務の変更、中止	○	△ ²
国庫補助金未確定		国庫補助金の交付額の相違	○	
保険		設計、工事段階のリスクをカバーする保険		○

△¹：賃金水準または物価水準の変動が発生した場合、一定の範囲内は民間事業者が負担し、一定の範囲超過分管理者が負担する。

△²：保険等での対応の可能性もある。

(調査・設計)

リスク項目			リスク分担	
			管理者	事業者
調査設計に係るリスク	調査リスク	市が実施した地質調査等に不備があった場合	○	
		事業者が実施した測量、地質調査等に不備があった場合		○
	設計リスク	市の事情によるルート変更が生じた場合	○	
		市の事情による道路計画が変更になった場合	○	
		市が提供した要求内容・設計条件に不備があった場合	○	
		事業者が実施した設計に不備があった場合		○

(建設)

リスク項目			リスク分担	
			管理者	事業者
建設に係るリスク	工期遅延リスク	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		市の要因による設計変更等で、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
		想定していなかった遺跡等文化財の発見による遅延の場合	○	
	工事費増大リスク	用地取得に関するもの	○	
		事業者の責めにより、当初予定の工事費を増大する場合		○
		市の要因による設計変更等で、当初予定の工事費を増大する場合	○	
		想定しない地下構造物や他管種等の移設費等により工事費を増大する場合	○	
	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生		○
	要求性能リスク	施設完成後、市の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合		○

第6章 本市による事業実施状況のモニタリング

6.1 モニタリングの目的

管理者は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び技術提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行うものとする。

6.2 モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けるものとする。

なお、管理者は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

6.3 モニタリングの方法

モニタリング方法については、募集要項等で提案した方法に従ってモニタリングを行うこととし、管理者は事業者が提出する資料に基づき評価を行うものとする。

6.4 モニタリングの結果

本事業のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、管理者は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じるものとする。

第7章 事業の継続が困難となった場合の措置

7.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。

7.2 本事業の継続が困難となった場合の事由と措置

- 1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ① 要求水準未達その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由
 - ② 事業者の財務状況の悪化等本事業の継続的履行の困難
 - ③ ①、②により事業契約解除の場合の事業者に対する違約金及び損害賠償の請求等
- 2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ① 債務不履行による継続困難の場合の事業契約解除
 - ② ①による事業契約解除の場合の発注者に対する損害賠償の請求等
- 3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ① 不可抗力等の事由による継続困難の場合における発注者と事業者との事業継続可否協議
 - ② 一定期間内に①の協議が整わない場合、一方当事者の相手方への通知による事業契約解除
 - ③ ②による一方当事者の事業契約解除の場合の措置

第8章 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援

8.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

8.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、設計・建設業務の対価の項目に示すサービス購入料の一部に、交付金を充てることを想定している。したがって、事業者は市が行う交付金申請業務に協力するとともに、会計検査への対応に協力することとする。

8.3 その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者への協力を行う。

第9章 実施方針（案）に関する質問書の提出

9.1 提出期間

令和6年3月1日～3月14日午後5時

9.2 提出方法

実施方針（案）の質問について、質問内容を簡潔にまとめ、別紙1「実施方針（案）に関する質問書」により受け付ける。質問書は、電子メールで提出すること。

その際は、「開封確認の返送を求める」等の設定を事業者が行い送信すること。

9.3 回答方法

質問書に対する回答は、本市のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

9.4 回答予定日

令和6年4月1日

9.5 注意事項

質問内容を正確に把握するため、電話での受付はしない。

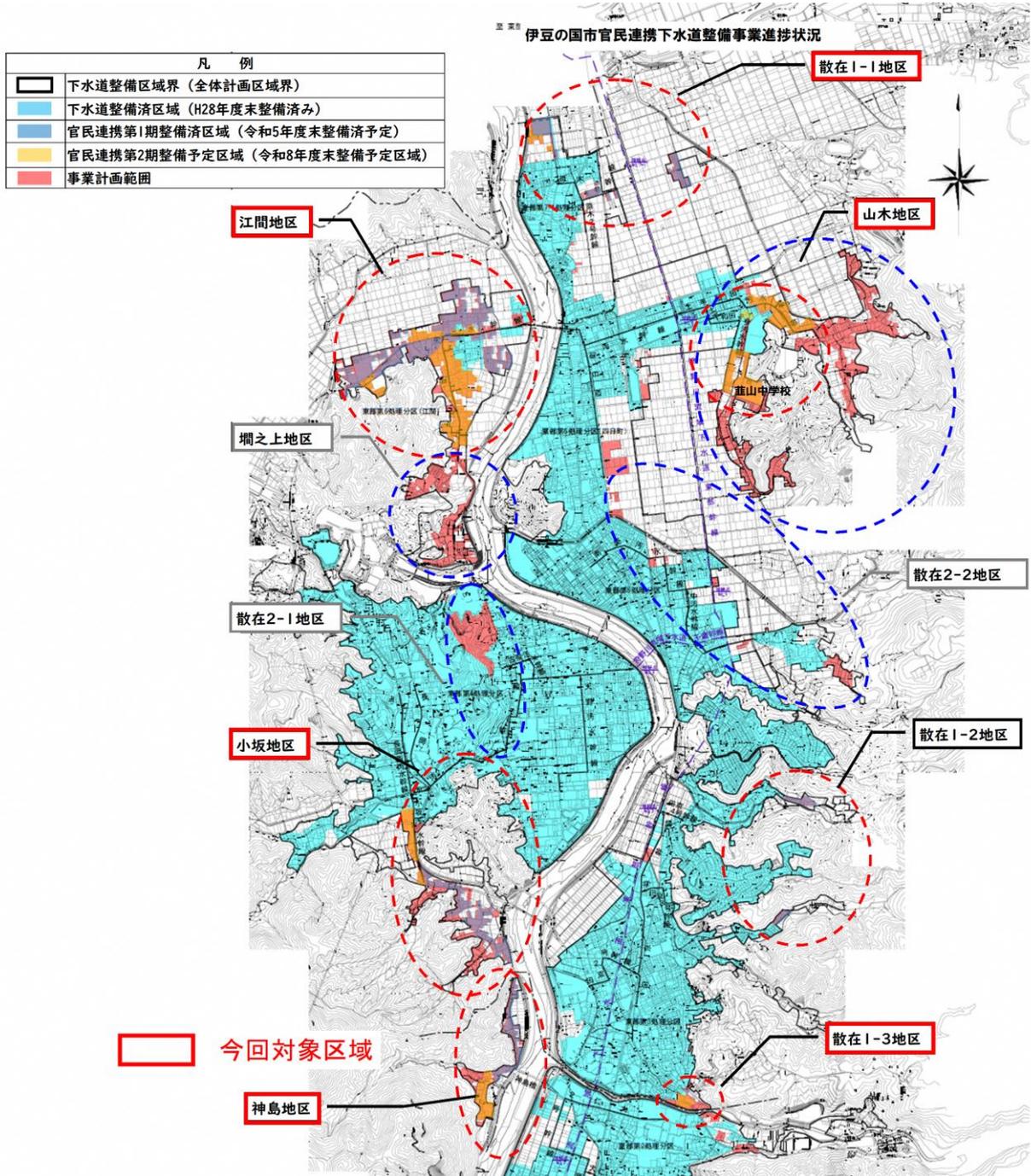
【質問の提出先】

担当

伊豆の国市 都市整備部 下水道課

電子メール：gesui@city.izunokuni.shizuoka.jp

■ DB一括発注方式の工区(案)



実施方針（案）に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の実施方針（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E メールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
例					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					